

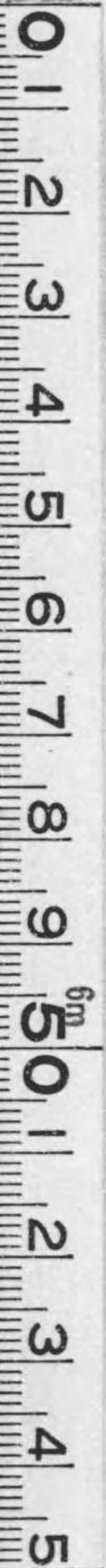
始



百貨店法反對聲明書

日本百貨店商業組合  
理事長 小林八百吉

特251  
391  
昭和十一年九月



特 25/  
391

百貨店法反対聲明書 目 次

- 一、百貨店の抑壓は消費者に不利を來し、製造工業を萎靡せしめん
- 二、百貨店の抑壓は小賣商復活の途にあらず
- 三、百貨店法の制定は一部小賣商の要望に過ぎず
- 四、小賣商問題の解決は總括的統制と指導援助にあり
- 五、百貨店は既に自制し統制しつゝあり
- 六、外國の百貨店抑壓政策も亦失敗せり

附 錄

第六十九議會に提出せられたる百貨店法案に對する所見



## 百貨店法反対聲明書

昭和六、七年財界が不況の極に陥りし折、百貨店以外の小賣商は其の窮迫を以て一に百貨店の發展に因るものとなし、百貨店抑壓の聲囂しきに及び、當時の百貨店協會員はその聲の當否は兎も角として、東京商工會議所の勸告並に商工省の示唆に従ひ、小賣商間に唱へられたる抑制の要求全部を容れて所謂自制協定を設け、七項目に亘り營業の自由を制限した。翌昭和八年には新に發布せられた商業組合法に準據して日本百貨店商業組合を結成し、右自制協定を國法の下に強制力を有するに至らしめ、大いに加盟店を増加し、統制を強化し、以て偏に小賣商との對立抗爭を避け、一般小賣商の更生繁榮を祈つて來たのである。

然るに所謂小賣商の窮迫には別に幾多の原因があり、それ等の諸因を除去

するに非ざれば、如何に百貨店の經營方法を抑制するとも何等效果なかるべきことは最初から明かな所であるが、小賣商中の一部の人々は思を茲に致さず、百貨店をして要求通り自制せしめた以後の経過が、一般小賣商の更生に著しき效果無かりしの故を以て、更に百貨店の抑壓を要求し、竟に百貨店法制定の聲を起すに至つた。然るに世間一般に於ては深く事の眞相を研究することなく、漫然斯の種の聲に應ぜらるるもの如く、百貨店法の制定は天下の輿論なるやの謬想を生ずるに至つたのである。

萬一斯くの如き議にして實現せんか、一般消費大衆の蒙るべき不利不便は挙げて數ふべからざるのみならず、我が製造工業方面に及ぼすべき影響はまた憂ふべきものが尠くない。而も小賣業救濟の企圖は達せられずして、却つてその不振窮迫を一層助長するに至るべき事情も豫測せらるべく、廣く社會的見地より検討すれば、害多くして利する處なきものといふ可きである。特

に第六十九議會に提出せられたる百貨店法案の如きは、殆ど百貨店營業の氣息を絶つ可き暴案で、到底默視するを得ざるものである。仍て當組合は茲に反對の理由を明かにし、社會最大多數者の利益を阻害せざる様、至公至正なる判断を下されんことを切望するものである。

### 一、百貨店の抑壓は消費者に不利を來し製造工業を萎靡せしめん

百貨店の働きを拘束する結果が如何に社會に損害を及ぼすかは、現に昭和七年以來實行せる百貨店自制協定の結果が何よりの證據である。當時社會は何ものを得たかといふに、

一、出張賣出しの廢止により地方の物價は騰貴し、消費者は廉價品や嶄新なる商品に接する機會を失つた。

二、百貨店の無い地方の文化は著しく遅れた。

三、定休日の設定により顧客には甚だ不便となり、特に地方からの顧客は非常な迷惑を蒙り、百貨店所在界隈の人出は激減し、小賣商も亦半休業の變態を呈するに至つた。

四、其の他廉賣方法は窮屈になり、送迎自動車は無くなり、無料配達區域が制限せられて、消費者は頗る不便になつた。

以上の如く自制案は徒らに百貨店に犠牲を拂はしめ、その機能を拘束して消費者の不利不便を招來したけれども、小賣商には何等見るべき恩恵を齎さなかつたのである。今茲に百貨店法を制定して一層の拘束を百貨店に加へるとすれば、更にその害を大にするのみである。蓋し今日漫然百貨店を抑壓せんとする議論は、百貨店の現代社會に於ける重大なる機能に對する認識を缺くより起るものである。

抑も百貨店なるものは一堂の下に凡百の貨物を調へ得るスピード配給機關

として忙がしい時代に不可缺のものなるのみならず、市價の標準を作り、確實なる商品を賣り、價格を牽制低下せしめ、民衆に健全なる娛樂場を供し、公共の爲に無料の宣傳機關となるもので、詰り消費組合を高級有能化し、市民の爲の物資貯藏場となり、併せて有事の日の備へとなる、眞に缺くべからざる機關である。

### 百貨店抑壓は生産工業上の脅威たらん

百貨店なるものは獨り消費者の爲のみならず、製造工業並に文化進展上亦實に重大なる地位を占めて居ることは餘り人の氣付かぬ所であるが、百貨店は日露戰爭前後時代より屢人を歐米に派して、あらゆる洋品雜貨の見本を持還らしめ、或は製造の技術を修得せしめ、或は機械迄も購入し來り、季節毎に見本品を輸入し或は自ら考案して、之を本邦の生産者に交付し、製造を指導して改良を加へ、輸入を防壓し國產品を獎勵し、以て本邦雜貨製造業の今

日あるを得せしめた。今後に於ても此の方面に於ける百貨店の役割は頗る重要である。若し夫れ本邦産業の大宗たる染織業の發達助成に至つては特に百貨店の關與せる所大である。

百貨店は又大量販賣の能力を有し、親しく消費者に接するが故に、豫め生産者に時好と需要數量を示して生産を指導し、以て需給の過不足ながらして居る。若し此の機能を束縛する如きことがあると、生産消費の調節を失し、或時は生産過剩、或時は供給不足と、我が商品市場は始終動搖に悩まされることとならう。

## 二、百貨店の抑壓は小賣商復活の途にあらず

小賣商の衰頽は百貨店の繁榮にありとなすが如きは皮相の謬見で、小賣商衰頽の原因は極めて深遠複雜である。今試みにその主なるものを擧げると、

### 小賣商窮迫の原因は

第一は同業者の亂立過多で、自家の營業に對する顧客の範圍、需要の分量をも究めずして、小賣業を始めるものが簇出し、特に片手間に、内職的に小賣商を營むものが全數の五分の一に上るが如き（東京市小賣調查參照）

第二に同業者が無統制に同一地域に集まれる如き、

第三に交通機關の發達に因り社會の構成並に生活慣習の變化を來した處へ、一方生産機構の大規模化したこと、

其の他小賣商自體の經營組織並に方法が時代の推移に適合せず、且概ね資金難と信用の缺乏せることが最も重大なる因子をなし、

加之、近年各地に產業組合、購買消費組合、公設市場等が、免稅其の他の特別保護により、次第に小賣商の領域を侵すに至つたことが小賣商の衰頽に拍車を掛けたのである。

要するに社會狀勢の變化に應じて、之に適する經營組織方法を探つた小賣商が即ち百貨店となり、或は有力専門店として繁昌しつつあるのであつて、此の變化に後れたものが衰頽の運命を辿るといふに過ぎない。

絞上の如く小賣商の衰頽の原因が多岐複雜なる以上、其の一々に對する直接方策を確立し、其の實現に向つて邁進するに非ずんば、假令百貨店を抑壓するとも小賣商は救はれないことは識者の等しく認むる處である。恐らく百貨店法を提倡せる爲政者に於ても亦同感であらう。

### 三、百貨店法の制定は一部小賣商の要望に過ぎず

反百貨店運動は小賣業者の總意にあらずして、百貨店の發展を好まさる一部の人々が、名を小賣商の救濟に借りて、自己を利せんとする打算的運動であつて、最も端的に之を表明すれば『便利で安い』百貨店を『不便で高く』

させようとする反社會的運動に外ならない。

重要物產同業組合に加入を強制して價格協定に應ぜしめんとするが如き、法律を以て廉賣を制限し販賣價格の釣上げを策するが如き、夜間營業を禁じ、配達區域を制限せんとするが如き、悉く廉價と便益を封じ様とする方策の現はれである。恰も人力車夫の苦痛を名として乗合自動車や電車の發達を阻止せんとし、或は手織木綿の衰頽を嘆いて紡織工場の新設を妨げんとするの類である。

百貨店法案は百貨店の機能を束縛することに依り、一部の商店を利益することはあらうけれども、百貨店と分野を異にする所謂小小賣商の救濟には何等の役目を果すものでない事は、歐米諸國の失敗に徴しても、又百貨店の自制案實施後の實績に徴しても極めて明瞭である。

#### 四、小賣商問題の解決は總括的統制と指導援助にあり

然のみならず百貨店の抑壓は却つて消費組合、産業組合の都市進出、製造家直營店、チエーンストア等效率高き小賣形態の發達を促して、消費者の側近に逼らしめ、歐米各國の實例が示す様に、單獨經營の小小賣商を窮迫に陥るべきは豫測に難からざる所である。政府は宜しく之を慮り、小賣業全般を對象とする策を講じて、事を未然に防止すべきである。特に單獨小賣業者のみに對する諸種の救濟策を講ずれば、單なる『救濟』の聲に惹かれて新規開業者殺到し、却つて救濟方策樹立以前よりも事態を困難に陥らしめるであらう。此の濫増無統制の根因を先づ以て雍塞して掛ることが先決問題ではなからうか。

然らば之を如何にすべきかといふに、例へば小賣業法といふが如きものを

制定し、今日の如き群立濫増を防ぐの外はない。或は商店間の距離を制限し、或は小賣地域を限定し、或は實際上の經驗、一定の資力等、商店經營の能力を有することにより、或は同業組合又は商業組合の承認によつて、始めて新規開業を許す等の方法を探る如き是である。斯の種の制度は既に雜誌、書籍商、蓄音機商、煙草小賣商、青果小賣商、東京履物商、同蒲團蚊帳商、白米商、湯屋業、理髮業等々に行はれて好或績を擧げ、近時更に東京酒類商も此の制度を設け、其の他の地方及び業者の間にも要望せられつつあるのである。斯る制度こそ眞に小賣商の地位を保護する所以であつて、ここに百貨店も亦等しく統制せられ、消費組合、産業組合、チエーンストアも國家社會の要望のままに適當に制御せられる事となる。

人或は人口問題に藉口して、小賣業は失業者の逃避場であるから、之を自由に放任すべく、認可營業などとすべからずと唱へるけれども、大都市に於

ける無経験にして資力薄弱なる新規開業者の廃業率は恐るべき高率であつて、決して安全なる逃避所たるの實を擧げず、却つて同業者、卸商等の迷惑の種となつて居るのである。

要するに小賣業者の統制こそ刻下の急務であつて、その統制が小賣商全體に對し總括的に行はるれば、大多數の小賣業者が適當なる分野に於て各その業に精進し、生産と消費の中間に於ける配給機關としての役割を果し得るようになると信ずる。

#### 小賣商救濟の其の他の方策

小賣商の經營方法は現代の事情に即して商品、設備、仕入、配給、經理の諸方面に改善を施さしめ、金融には中央金庫の創設を意義あらしめる爲に特有機關の設置、保證會社の創設を促進すると共に、小賣商の財務觀念を根本的に建て直さしむることが必要である。更に產業組合に對する免稅其の他の

保護を撤廢し、又小賣業者の租稅負擔の輕減を計り、一方には商業組合を中心とする小賣業者の團體結成を指導獎勵して、協力による自力更生を圖らしむべきである。

是等にして有效に行はれるに至らんか、小賣業者は眞に社會必要の配給機關として更生し、殷盛に赴くべく、消費者も亦大いに便益を享受することとなり、各の機關平和に互の分野に應じて發達を續けるを得るであらう。

#### 五、百貨店は既に自制し統制しつゝあり

昭和七年當時日本百貨店協會を組織して居た百貨店は東京商工會議所の勸告に従ひ、所謂自制協定を作成し、小賣商に影響を及ぼすと稱せらるる各種の營業方法を廢することとした。(東京商工會議所  
昭和七年々報參照) 商工省でも本問題に關しては、百貨店法制定の舉に出でずして、百貨店の自制協定に待つとせられた。

翌昭和八年全國各地の有力百貨店全部を加へて日本百貨店商業組合を結成し、曩の自制協定を營業統制規程となし、茲に商業組合法なる國法の下に嚴重なる統制を行ふこととなつた。

爾來更に新組合員を加へ、統制規程を強化したものである。今現行營業統制規程の條項を略記すれば次の如くである。

一、出張賣出しを行はず（一部の地方に於ては店舗所在縣下のみは差支なし）

二、支店分店を新設せず

三、過當サービス、囮販賣を行はず

四、無料又は割引料金にて顧客の送迎をなさず（商工大臣より承認を受けたる場合は例外）

五、組合規定の區域以外無料配達を爲さず

六、毎月一定の日數休業す（但し繁忙期間一年五十日間は休業せざることを得）

斯くの如く百貨店は小賣商の爲に多大の犠牲を忍んで居るのである。

然るに更に法律を制定して、百貨店に制壓を加へんとするが如きは甚だ當を得ざるものである。百貨店側には最早譲るべき何物も無い。

### 六、外國の百貨店抑壓政策も亦失敗せり

今世紀の初、獨逸では百貨店の發展に驚いて、之を抑止すべく百貨店抑壓が叫ばれ、百貨店建築制限法等も設けられた。すると此の反對論が却つて百貨店の便利さと低廉さの宣傳となり、百貨店は一層繁昌して反對運動は敗北となつた。

露西亞は革命以來、一切の配給機關を政府の手に收めて小賣業を全滅せしめたが、人民として不便に堪えず、一昨年終に百貨店を復活し破れるが如き殷盛を見つつある。

又近年獨逸のナチス黨が政權を獲得するや、猶太人放逐のために百貨店壓迫となり、一時は頗る激烈なるかの觀があつたが、暫く落付いた後を見ると、變つたのは名目許りで、百貨店の實體そのものは何等變化を蒙らないといふ狀態である。

百貨店は時代の要求が生んだ自然の產物である。之を抑えんとするも決して抑え得るものではない。強いて之を抑えんか、損をするものは實に消費大衆である。困るものは生産業者である。市民は其の生活中樞機關、其の公園、其の臺所、其の簾笥を拘束せられ傷けられても差支無いであらうか。輕工業育ての親を制壓して製造工業の進展を望み得るであらうか。殊に百貨店法を制定するも到底小賣商救濟の目的を達し得べからざるのみならず、却つて百貨店よりも尖銳なるチエーンストアーや製造家直營店、消費組合等を進出せしめて、小賣業界を混亂に陥るべきこと明かなるに於てをや。

#### 附錄 第六十九議會に提出せられたる百貨店法案に對する所見

本論に詳述した所に依つて百貨店法の不可なることは明かとなつたと信ずるが、特に第六十九議會に提案せられたる百貨店法案の如きは、小賣聯盟方面の立案に係るものを何等の検討を加へずその儘採つたもので到底忍ぶべからざるものである。蛇足乍ら一應其の理由を左に述べて置く。

第二條 百貨店ノ業務ヲ營マムトスル者ハ事業方法其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ニ申請シ免許ヲ受クヘシ

主務大臣前項ノ免許ヲ爲スニ當リテハ特定ノ審議機關ノ審議ノ結果ヲ參酌スルコトヲ得

前項ノ審議機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區營業者ノ代表者、同業組合ノ代表者及所管公吏ヲ以テ之ヲ組織ス

免許制度を認可制度に改めること。審議機關に地區營業者の代表者、同業組合の代表者を加へることは審議機關を政爭化する惧れあるが故に良くない。

第三條 百貨店ハ本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設若ハ擴張セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

店舗の新設のみを認可事項とし擴張は之を自由とすること。元來百貨店の大きいさは該地方社會の需要の反映で、之を超えて過大に陥るが如きことは經營採算の許さざる所なるが故に、認可に依て之を拘束せずとも、決して社會需要の範圍を逸脱する惧はない。特に發展途上にある百貨店は品揃え並に資本效率上一定の規模に達する必要がある。然るに一々認可を申請し、許可を要すとするは恰も國民の美風良俗に關係ある警察行

政中の許可營業と同様の扱方で、非常識の次第と謂はねばならぬ。現在の獨逸に於ても店舗の擴張は一定限度内自由となつて居るのである。

賣場の新設擴張を認可事項とするが如きは一層不合理で、百貨店の賣場は季節により、曜日により、品種によつて變動常なく、夏季の中形賣場は冬季の蒲團賣場と化し、春の旅行用品賣場は秋のセル賣場となるが如きは日常の例である。斯くの如く常に目先を變へる事に腐心しつゝある業態に於て、一々主務大臣の認可を仰ぐ様では營業を繼續することすら支障を生ずるに至るであらう。

事務所と賣場との關係も亦同斷で、同一館内に存在する限り、常に融通流用するのが常態であるから、認可せられた一定の店舗内に於ける賣場の増減に至るまで、國家が干渉することはその煩に堪えざるのみならず、その必要も亦認められない。

第四條 百貨店ハ支店、出張所若ハ代理店ヲ設置シ又ハ出張販賣ヲ爲スコトヲ得ス

是は地方の消費者が百貨店の便益に與かることを永久に拒否し、地方文化の都會文化に比し遙に遅れることを傍観せんとする、極めて不合理、不公正なる條項といはねばならぬ。地方消費者にも其の地方の状況に應じて百貨店を有し得るの途は當然開かれて無ければならぬ。即ち支店分店は尠くとも認可制度として開設し得るものとせねばならぬ。

支店分店の如き、常時陳列販賣をする一定の規模の店舗を認可制度とするとしても、配達品仕譯所、商用の爲に出張する店員の宿泊所に充てる出張所の如き、或は一時的取次販賣行爲を行ふ事あるべき代理店の設置、及家庭の訪問販賣に等しい商行爲に至るまで、國家の干渉を及ぼさんとするは、日本國民としての自由を束縛するにも等しく、保険會社、銀行

等、公益性的強い業種に於てすら其類例を見ざる制限である。強いて出張賣出しに觸れるとすれば出張販賣を出張賣出し又は公開販賣と改め、一般公衆に對し大規模に行ふもののみを認可制度とすべきである。

美術、音樂の紹介又は藝術的流行品、工藝品の展覽會、バザー、博覽會、工場内の出張販賣若くは天災地變等の場合に、臨時に出張賣出しを行ふものは差支なしとすべきである。

關東大震火災後に於ける百貨店の活動、關西風水害後に於ける應急の出張販賣の如きが、罹災市民から多大の感謝を以て迎へられた實例に徵しても、國家國民の爲捨て置き難い場合には、社會大衆の爲の配給機關の本分として到底座して顧みずに行はざることは出來ない。

第五條 百貨店見切品、棚浚、殘品其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス相場外ノ價格ヲ以テ廉賣ヲ爲サムトスルトキハ商品ノ種類、品質、數量、仕入時價及

原價、賣價竝廉賣ノ事由ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

見切品、殘品處分の如き相場外れの廉賣をなさんとするに當り、一々主務大臣の認可を要すとするは、之を禁止するに等しく、國家が見込外れ、季節外れの賣残り損失を一々補償せざる限り、實行不可能である。

吾國の如き中小工業の多い市場では、常に生産過剩が屢なる爲、若し百貨店に於て相場外の廉賣を行はなければ、產地及問屋は忽ち過剩ストックを抱いて倒産に瀕する結果を招來するであらう。

更に相場外の價格といふも、抑何を以て相場と認めるか。我邦にあつては百貨店の賣價を以て小賣市價と認むる以外に、小賣商品の標準市價といふものは確立して居ないではないか。

且一刻を争ふ季節商品の廉賣に當り、商工省は一々迅速機敏に之を許可し得るの智識と用意とを有するや否や。

斯くの如き條項は生きた商業の敏活さを察知し得ざる素人の夢想に過ぎず。假令過つて立法せらるゝ事あらんとも實行は絶對不可能に歸するであらう。

第六條 主務大臣ハ百貨店ノ營業方法カ公益ニ反シ又ハ一般小賣業者若ハ消費者ノ公正ナル利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ之ヲ制止スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

百貨店の營業方法が公益に反する場合には、勿論適當なる處分を課すべきは今日の立法上當然の事だけども、小賣商の利益と消費者の利益とは相反するが常である。主務大臣は如何なる尺度の下に、百貨店を中心として利害相反する小賣商の利害と消費者の利害とを判定せんとするか、疑なきを得ない。これは主務大臣の干渉し得る範圍を局限しなければ實行困難である。

第七條 主務大臣ハ百貨店ノ所爲ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタリト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ認可若ハ免許ヲ取消スコトヲ得

百貨店は半公共的機關で、國家産業の爲並に國民消費改善の爲、必須不可缺の配給機關であるのに、これをば國民の思想風紀良俗に關係ある營業と同様の取扱をなすとは諒解に苦まさるを得ない。萬一過つて反則する者ありとも、業務を停止し認可を取消すの必要の如きは、之を認むる能はざる所である。

#### 第八條 百貨店ハ重要物產同業組合其ノ他ノ同業組合ニ加入スヘシ

百貨店は多種類商品を一堂に集めて即賣するを業態とするから、凡百の商品別に同業組合に加入し、その統制規定に従ふものとしたら、到底營業を繼續することを得ない。さればこそ昭和三年六月重要物產同業組合

法第四條但書の除外認可を受けた譯で、既に商業組合法に基き自ら統制を行ひつゝあるのであるから、屋上更に屋を架するの必要毛頭無い。

蓋し重要物產同業組合法加入を強制する眞の目的は價格協定に存する。

元來百貨店の値付け方針は(1)薄利多賣主義であること(2)定率利掛主義なるが爲に、一般小賣業者と協定を保ち難い節が多いのである。假令百貨店が協調的態度を採つて協定價格に従つても、小賣商の方では密かに割引をしたり、或は添物を附けたりして協定を裏切るもののが極めて多數である。斯くては百貨店の合理的經營より見ても、一般消費大衆の利益よりするも、將公正の觀念よりするも組合加入は承服し能はざる處である。

#### 第九條 百貨店ハ左ノ各號ノ時間外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

一 四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前八時開店午後六時閉店  
二 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時開店午後五時閉店  
本條項は削除すべきである。本條項は當然商店法に規定せらるべきものなるが故に、茲に觸れる必要がない。

若し強いて之を規定せんとならば、宜しく

一日十二時間とし

地區により主務大臣の認可を得て一定時間之を超ゆることを得るものとし

尙一般に一年中五十日を限る繁忙期間中除外例を認むべきである。

元來本條項は百貨店の夜間營業を禁止せんとする目的に出で、百貨店彈壓手段中最も有力なるものである。然るに大都市の盛り場及地方都市に於ては、夜間營業は土地の繁榮上缺くべからざるもので、地區の小賣商

も亦大いに歓迎する處である。

之を消費者側より觀ると、日中業務に從事するものは全く百貨店利用の途を遮斷せられ、主人と家族互に協議しつつ買物するの機を失ひ、中元、歳暮の繁忙期に主婦は日中の仕事を捨てゝ買物に奔命せねばならない。

本組合所屬百貨店の午后六時以後に於ける入店客數が一日入店客數の三割一厘に相當（最低一割五分六厘、最高五割四分二厘）するは最も百貨店夜間營業の社會的重要性を明かにするものである。

第十條 百貨店ハ毎月一齊ニ三日以上ノ休日ヲ設クヘシ

地方に於ても大都會同様三日間の休日を強制することは地方の實情に即せざるもので、現行營業統制規定同様一日以上とするを至當とする。

大都會に於ては現在週休を實行して居る店があるのだから、徒らに一齊休業に捉はれて三日とするの必要なかるべく、『一齊』の二字を削るべき

である。

尙業務の特に繁忙なる時期即ち中元歳暮、誓文拂賣出し、其の他土地の慣習に依る一般賣出し時期に百貨店の休業することは社會上不便甚だしきが故に、除外例を認むべきである。

又『鐵道又は電車の始終點に在る百貨店の食堂は休業せざることを得』るものとすべきである。鐵道電車の始終點は交通旅客の必要上一日たりとも休業することを許さざるものなるが故に、當然其の特異性を認識せねばならない。

第十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ百貨店ニ對シ其ノ營業若ハ財產ノ狀況報告ヲ爲サシメ又ハ營業若ハ財產ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得  
百貨店法は各條項共表面に現はれた事項で、其の實行は一目瞭然、秘かに脱法するの餘地がない。故に租稅法の如く、若くはそれ以上の、營業

及資產狀況検査の規定を設ける必要がない。本條項は往々下級官公吏に悪用せらるゝ惧があるから絶対に否認する。

第十二條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ百貨店ノ業務ヲ營ミタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

自由を原則とする營業違犯事項に對し、罰金刑を以て臨むは酷で、宜しく科料とすべきである。其の金額如きも一千圓以下で足りる。

要するに百貨店法案は小賣商救濟の美名の下に百貨店の機能を拘束して之を危殆に陥れ、一方には國家の產業を萎微沈滯に導き、一方には消費大衆の安價生活を阻害する暴案で、決して小賣商を救濟する所以ではない。僅かに百貨店の次に位する少數の大商店をして大なる利益を收めしむるの外、有害無益と斷じて憚らざるものである。

昭和十一年八月二十九日發行  
東京市麹町區九ノ内海上ビル七四〇室  
東京市芝人川芝浦三丁目二番地吉  
東京市芝區西芝浦三丁目二番地太郎  
東京市麹町區九ノ内海上ビル七四〇室  
日本百貨店商業組合

終

